

第5回取手市自転車活用推進会議

日時 令和5年6月1日（木）14時～

会場 取手ウェルネスプラザ セミナールーム

会議次第

開 会

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 報告事項
パブリックコメント実施結果について
5. 議題
取手市自転車活用推進計画の策定について
6. その他

閉 会

第5回取手市自転車活用推進会議 出席者名簿

(敬称略)

No.	組織名	役職	氏名	備考
1	取手市バイロロジー運動推進協議会	会長	小嶋 吉浩	
2	筑波大学	教授	岡本 直久	
3	自転車ツーキニスト		疋田 智	
4	取手市商工会	女性部副部長	高嶋 ますみ	代理出席
5	取手警察署	交通課長	櫻井 敦	
6	取手市スポーツ協会サイクル部	部長	蛭原 茂夫	
7	東日本旅客鉄道(株)	取手駅駅長	吉田 征行	
8	関東鉄道(株)	取締役 鉄道部長	北村 恵喜	
9	取手市議会	議員	染谷 和博	
10	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	守谷出張所長	野原 賢一	
11	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所	取手出張所長	小平 武志	
12	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	流域治水課	大野 光秀	
13	茨城県スポーツ推進課	課長	石原 均	
14	茨城県竜ヶ崎工事事務所	道路整備第二課長	中嶋 克寿	
15	茨城県自転車競技事務所	所長	山本 辰夫	
16	取手市	副市長	吉田 雅弘	

その他出席者(随行等)

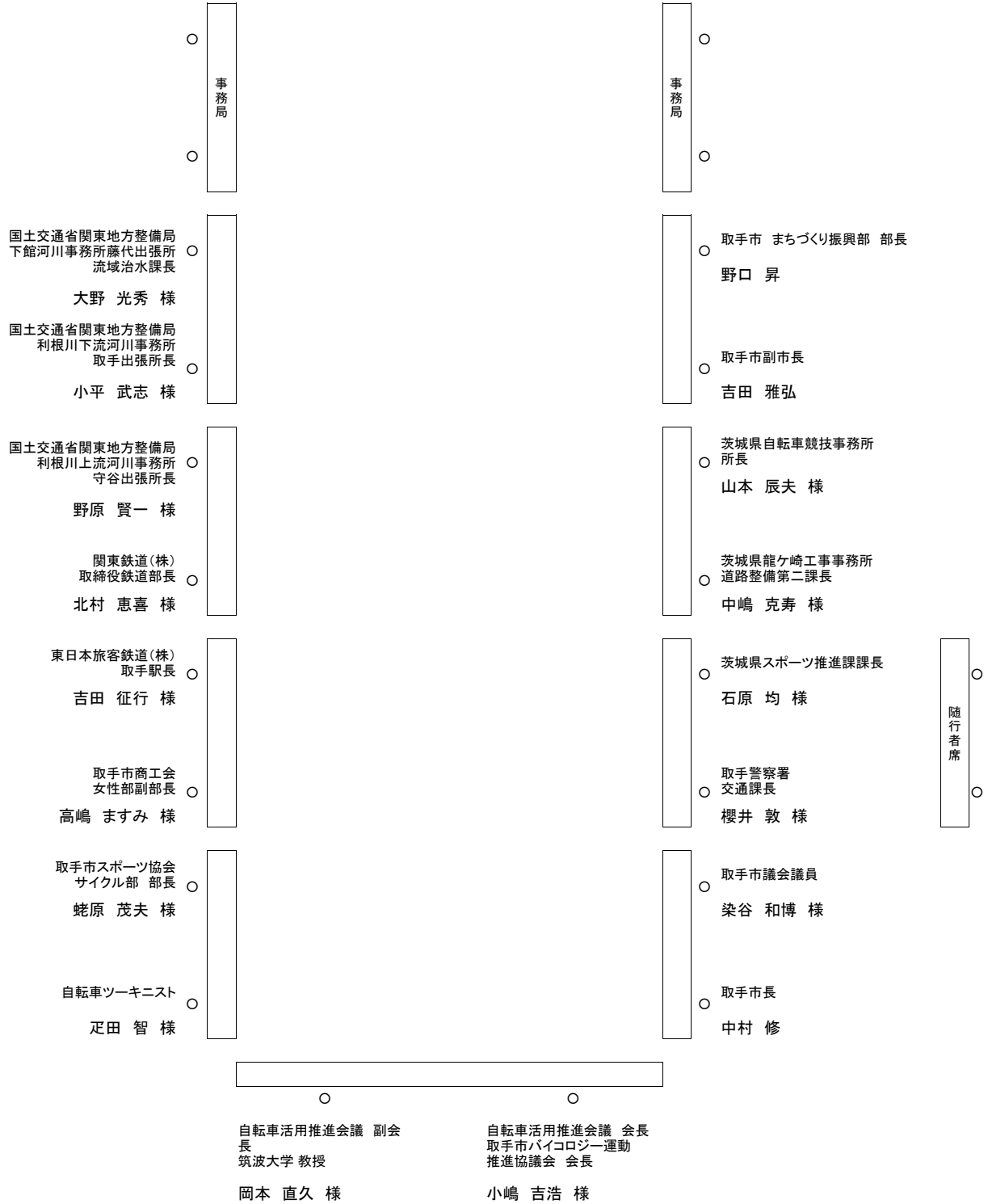
1	茨城県竜ヶ崎工事事務所	技師	富樫 亮介	
2	茨城県スポーツ推進課		清水 大地	

取手市自転車活用推進会議・庁内推進会議 事務局

1	取手市まちづくり振興部	部長	野口 昇	
2	取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長	数藤 弘人	
3	取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長補佐	吉田 宏	
4	取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	廣瀬 唯	
5	取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	平山 遥之介	

取手市自転車活用推進計画 第5回推進会議 席次表

スクリーン



取手市自転車活用推進会議設置要綱

令和3年4月23日

取手市告示第98号

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づき、取手市自転車活用推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たっての検討及び推進計画の啓発に資するため、取手市自転車活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 推進計画の啓発に関すること。
- (3) その他自転車活用の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自転車の活用に関し優れた識見を有する者
- (2) 地域住民のうちから市長が自転車活用の推進に相当と認めるもの
- (3) 自転車に関する団体又は事業者の関係者
- (4) 商工業及び観光業に関する団体又は事業者の関係者
- (5) 交通事業に関する事業者の関係者
- (6) 国土交通省職員
- (7) 茨城県職員
- (8) 茨城県取手警察署の職員
- (9) 市議会議員
- (10) 副市長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職にある者として委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 第3条第2項第2号から第9号までに掲げる者として委嘱された委員（会長又は副会長である場合を除く。）が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合において、当該委員があらかじめ代理者を選任し、かつ、その旨を会長に届け出たときは、会長は、当該代理者を会議に出席させることができる。この場合において、当該出席した代理者の取扱いは、委員と同様とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 推進会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庁内推進会議)

第7条 推進会議の検討等に係る庁内の総合調整を図るため、取手市自転車活用庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

2 庁内推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長はまちづくり振興部長の職にある者を、副委員長は産業振興課長の職にある者を、委員は次の表に掲げる職にある者をもってそれぞれ充てる。

安全安心対策課長	市民協働課長	政策推進課長	健康づくり推進課長	環境対策課長	管理課長	道路建設課長	水とみどりの課長	都市計画課長	学務課長	スポーツ振興課長
----------	--------	--------	-----------	--------	------	--------	----------	--------	------	----------

4 庁内推進会議の会議（以下この項及び次項において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内推進会議に諮り別に定める。

(協議結果の報告)

第8条 推進会議は、協議が調った事項について、市長に当該協議の結果を報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その結果を尊重し、推進計画の策定その他市の施策への反映に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議及び庁内推進会議の庶務は、まちづくり振興部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。